

木更津市男女共同参画計画(第3次)

平成24年3月

木 更 津 市

はじめに



人口の減少、少子高齢化の進行、家族形態・就労環境の変化、高度情報化・国際化の進展、ライフスタイル・価値観の多様化など、社会を取り巻く環境は急速に変化しております。

このような状況の中、豊かで活力ある社会を築いていくためには、女性と男性がお互いにその人権を尊重し、責任も分かち合いながら、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが重要であります。

本市では、平成7年3月、木更津市女性行動計画「デュエットプランきさらづ」、14年3月、木更津市男女共同参画計画「デュエットプランきさらづ」、平成19年3月、「木更津市男女共同参画計画（第2次）～新・デュエットプランきさらづ」を策定し、社会のあらゆる分野に男女がともに参画できるための施策を総合的・計画的に推進してまいりました。

第2次計画が平成23年度で終了することから、2次計画の目標や成果を発展的に引き継ぎ、また、国及び千葉県の新たな計画を踏まえ、平成24年度から5年間を計画期間とする「木更津市男女共同参画計画（第3次）」を策定しました。

この計画は、市政運営の基本理念である「木更津市基本構想」に基づき、市民と協働して男女共同参画社会を実現するための指針となるものであり、市民、事業者及び関係機関・団体と協働で取り組むことが必要となりますので、皆様のご理解、そして積極的な参画を心からお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました木更津市男女共同参画推進委員会をはじめ、関係諸団体、市民の皆様には厚く御礼申し上げます。

平成24年3月

木更津市長 水越 勇雄

目 次

第1章 計画策定の背景

1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の背景	1
	(1)世界の動き	1
	(2)国の取り組み	2
	(3)千葉県の取り組み	3
	(4)木更津市の取り組み	4
3	木更津を取り巻く状況	6
	(1)少子高齢化の進行	6
	(2)家族形態の変化	7
	(3)就労環境の変化	8
	(4)国際化の進展	9

第2章 計画の基本的な考え方

1	計画の性格	11
2	計画の期間	11
3	計画の基本理念	11
4	計画の将来像	12
5	計画の基本目標	12
6	計画の体系	14

第3章 課題別施策内容

基本目標 I 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

主要課題 1 人権の尊重と侵害の解消に努めます。 15

施策の方向(1) 人権を尊重する環境づくりの推進

施策の方向(2) あらゆる暴力の根絶

主要課題 2 生涯を通じた男女共同参画に関する教育・学習を

促進します。 17

施策の方向(1) 学校等における男女共同参画に関する教育・学習の促進

施策の方向(2) 家庭・職場・地域における男女共同参画に関する教育・学習の促進

主要課題 3 男女共同参画の視点に立った意識の変革と制度・慣行の見直しを進めます。 19

施策の方向(1) 固定的な男女の役割分担意識の是正と慣行の見直し

施策の方向(2) 男女共同参画に関する調査研究の推進と情報の収集及び提供

基本目標 II あらゆる分野で男女が共に参画できる制度・条件づくり

主要課題 1 政策・方針決定過程への男女共同参画を促進します。 22

施策の方向(1) 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

施策の方向(2) 女性の人材育成の推進と情報収集・整備

主要課題 2 労働の場における男女共同参画を促進します。 24

施策の方向(1) 就労の機会均等と労働環境の整備

施策の方向(2) 働く女性の母性保護に関する啓発

基本目標 III 誰もが仕事と生活の調和の取れる社会づくり

主要課題 1 家庭・地域社会における男女共同参画を推進します。 27

施策の方向(1) 家庭における男女共同参画の推進

施策の方向(2) 地域活動における男女共同参画の推進

施策の方向(3) 国際的視野に立った男女共同参画の推進

主要課題 2 仕事と家庭の両立支援の充実を進めます。 29

施策の方向(1) 仕事と生活の調和の促進

施策の方向(2) 仕事と育児・介護の両立の支援

基本目標IV 誰もが自立し、安心して暮らせる生活環境づくり

主要課題 1 生涯を通じた健康支援と福祉の充実を進めます。 31

施策の方向(1) 女性の生涯を通じた健康保持への支援

施策の方向(2) 高齢者・障害者の生活支援の充実

主要課題 2 少子化社会に対応した社会全体での子育て支援の充実を進めます。 32

施策の方向(1) 安心して子育てができる環境の整備

基本目標 V 計画を積極的に進める体制づくり

主要課題 1 市を挙げて計画推進体制の充実に努めます。 34

施策の方向(1) 市を挙げての推進体制の充実

施策の方向(2) 計画進行の適正管理

第 1 章

計画策定の背景

計画策定の背景

1 計画策定の趣旨

男女を取り巻く環境は、本格的な人口減少社会の到来、急速な少子高齢化の進展、高度情報化の発展、グローバル化などに伴い急速に変化しております。

このため、将来に向けて豊かで活力ある社会を築いていくためには、男性と女性とがお互いを個人として尊重し合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

国では、1999年(平成11年)6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、地方公共団体の責務として、区域の特性に応じた施策を策定し推進することを義務づけるとともに、基本的な計画を定めることを努力義務としています。

本市においては、平成7年3月に「木更津市女性行動計画」、平成14年3月に「木更津市男女共同参画計画」、平成19年3月に「木更津市男女共同参画計画(第2次)」を策定し、男女共同参画社会の実現をめざして積極的に推進してまいりました。

しかしながら、社会的な意思決定への女性の参画の遅れなど性別による固定的な役割分担意識を背景にした男女の自由な活動の選択を妨げる状況が依然として社会の様々な分野に存在しております。

平成21年に千葉県が実施した「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」の結果では、依然7割を超える人々が職場・社会通念や慣習等多くの分野で男性優遇であると回答しております。

このため、本市では、男女共同参画社会の早期実現へ向けて、男女共同参画社会の形成に関する施策を体系的・総合的に推進するための指針として、「木更津市男女共同参画計画(第3次)」を策定するものです。

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国際連合は、1975年(昭和50年)の「国際婦人年」に続き、翌年からの10年間を「国連婦人の十年」とすることを宣言し、「平等・開発・平和」を目標に、女性差別の撤廃や男女平等の実現に向けて、さまざまな取り組みが世界的規模で行われました。

この間、1979年(昭和54年)の国連総会では、「女子に対するあらゆる形態の差

別の撤廃に関する条約(以下「女子差別撤廃条約」という。))が採択され、そして、1985年(昭和60年)に開催された「国連婦人の十年ナイロビ世界会議」において、過去10年間の成果を評価するとともに、西暦2000年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

その後、1990年(平成2年)、国連経済社会理事会で「ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」が採択され、さらに、1995年(平成7年)到北京で開催された第4回世界女性会議では、ナイロビ将来戦略の第2回見直しと評価を行うとともに、その達成への決意などを改めて確認した「北京宣言」と、西暦2000年までに実行すべき優先行動などを盛り込んだ「行動綱領」が採択されました。

また、2000年(平成12年)6月には、国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークの国連本部で開催され、「北京宣言及び行動綱領」の実施状況について検証と評価が行われ、その目的と目標の達成に向けた行動指針ともいえる「成果文書」が採択されました。

第4回世界女性会議(北京会議)から10年にあたる2005年(平成17年)に開催された第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」では、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求めることが確認されました。

(2) 国の取り組み

わが国では、「国連婦人の十年」など世界的な動きを受けて、1977年(昭和52年)、向こう10年間の女性に関する施策を示した「国内行動計画」が策定されました。

その後、男女平等に関する法律や制度面の整備を進めて、1985年(昭和60年)に「女子差別撤廃条約」を批准、さらに、1987年(昭和62年)、ナイロビ将来戦略の行動目標などを踏まえて、男女共同参画型社会を目指した「西暦2000年に向けての新国内行動計画(以下「新国内行動計画」という。))」が策定されました。

1994年(平成6年)、総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」が設置されるとともに、全閣僚を構成員とする「男女共同参画推進本部」が発足するなど、男女共同参画社会の形成に向けて推進体制の拡充が図られ、1996年(平成8年)に「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

1999年(平成11年)6月、男女共同参画社会の形成を推進するため「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年12月には、この法律の趣旨を踏まえて「男女共同参画基本計画(第1次)」が策定されました。

2001年(平成13年)1月、中央省庁等改革に伴って、内閣府に「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」が設置され、推進体制の強化が図られました。

2005年(平成17年)12月には、第1次基本計画期間中の取り組みを評価・総括し、「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定されました。

2006年(平成18年)には、男女雇用機会均等法を改正されました。

2007年(平成19年)7月には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)を改正されました。また、仕事と生活の調和(WLB)憲章及び行動指針策定されました。

2010年(平成22年)12月には、第2次基本計画期間中の取り組みを評価・総括し、「男女共同参画基本計画(第3次)」が策定されました。

(3) 千葉県の取り組み

千葉県では、「国連婦人の十年」や国の「国内行動計画」策定など国内外の動向を踏まえ、1981年(昭和56年)、最初の女性行動計画として「千葉県婦人施策推進総合計画」が策定され、その後、1986年(昭和61年)には、社会状況の変化などに対応して前計画を見直した「千葉県婦人計画」が策定されました。

また、1990年(平成2年)には、社会部青少年婦人課に婦人政策室(後に青少年女性課女性政策室と変更)が設置され、その翌年、国の「新国内行動計画」を踏まえて「さわやかちば女性プラン」を策定、さらに、1996年(平成8年)、「2000年の千葉県」及びこれに基づく「ちば新時代5か年計画」との整合を図り、男女共同参画社会の形成をめざした「ちば新時代女性プラン」が策定されました。

2000年(平成12年)4月、新たな担当課として企画部に「男女共同参画課」が設置され、2001年(平成13年)3月には、これまでの取り組みの成果を引き継ぐとともに、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえて、「千葉県男女共同参画計画」が策定されました。

2002年(平成14年)4月、男女共同参画課内にDV対策担当チームが設置され、DV被害者支援のための庁内体制の整備が図られました。

同年9月、「千葉県男女共同参画の促進に関する条例(案)」を策定し、県議会に上程されましたが、結果として廃案となりました。

2006年(平成18年)3月には、「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」が策定され、また、12月には「千葉県男女共同参画計画(第2次)」が策定され、2010年度(平成22年度)までの具体的な施策が示されました。

2009年(平成21年)10月には、県内在住の満20歳以上の男女を対象に男女共同参画に関する意識等の調査を実施されました。

2010年(平成21年)3月には、千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第2次)を策定されました。

2011年(平成23年)3月には、「千葉県男女共同参画計画(第3次)」が策定され、2015年度(平成27年度)までの具体的な施策が示されました。

(4) 木更津市の取り組み

本市では、女性施策の積極的推進を図るため1990年(平成2年)4月、教育委員会社会教育課に婦人青少年係を設置し、翌年には「婦人施策庁内連絡会議」及び下部組織の「婦人施策庁内研究会」を発足させるなど、庁内における女性施策の推進体制を整備しました。

1993年(平成5年)2月、女性を取り巻くさまざまな問題について市民の理解を深めるため、「きさらづ女性フォーラム」を開催しましたが、この事業は、市民有志が実行委員会を組織して企画・運営するもので、以後毎年開催しています。

また、同年4月、女性施策を総合的に推進するため所管を企画部に移し、企画課に女性施策係を設置するとともに、婦人施策庁内連絡会議を「女性施策庁内連絡会議」に改組するなど推進体制を整え、8月から、女性行動計画の策定に向けて「女性問題に関する市民意識調査」を実施しました。

1994年(平成6年)6月、「女性行動計画策定市民検討会」を設置して女性行動計画案の作成に着手し、翌7月には、女性施策の推進に関する市長の附属機関として「女性施策推進委員会」を設置しました。

1995年(平成7年)3月には、女性行動計画「デュエットプランきさらづ」の策定に至りました。

その後、1996年(平成8年)6月に「きさらづ女性カレッジ」、翌年1月には「木更津市女性団体交流集会」が始まり、1997年(平成9年)4月、企画課女性施策係を女性・国際施策班に改組して、本市における女性施策や男女共同参画に関する推進体制の整備を図りました。

1999年(平成11年)11月、次期推進計画の策定に向けて「男女共同参画社会の実現に向けての女性施策に係る市民意識調査」を実施しました。

2000年(平成12年)4月に、機構改革に伴い所管部を企画部企画課から総務部企画調整室へ移しました。

2001年(平成13年)7月、「男女共同参画計画策定市民検討会」を設置して計画案の作成に着手し、翌、2002年(平成14年)3月には、木更津市男女共同参画計画(第1次)「デュエットプランきさらづ」を策定しました。また、1月には「女性施策庁内連絡会議」を「男女共同参画施策庁内連絡会議」に、7月には「女性施策推進委員会」を「男女共同参画推進委員会」に、担当課「女性・国際施策班」を「男女共同参画・国際班」にそれぞれ改称し、「男女共同参画」への取り組みの方向性を明確にしました。

2003年(平成15年)4月、市民と協働して推進するため、所管部を市民生活部市民生活課に移しました。

2005年(平成17年)4月からは、組織改革に伴い班体制を廃し、「男女共同参画・国際担当」を置き、施策の一層の浸透に力点を置いた取り組みが進められています。

2005年(平成17年)4月、次期推進計画の策定に向けて「木更津市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

2006年(平成18年)6月、「木更津市男女共同参画計画策定委員会」を設置して計画案の作成に着手し、翌、2007年(平成19年)3月には、木更津市男女共同参画計画(第2次)「新・デュエットプランきさらづ」を策定しました。

2007年(平成19年)4月からは、男女共同参画を全庁的に積極的に推進するため、所管部を企画部企画課に移しました。

3 木更津市を取り巻く状況

現計画策定後の本市を取り巻く状況は、少子高齢化の進行、家族形態の変化、就労環境の変化、国際化の進展などが認められ、男女共同参画をめぐる課題も多様化してきました。

(1) 少子高齢化の進行

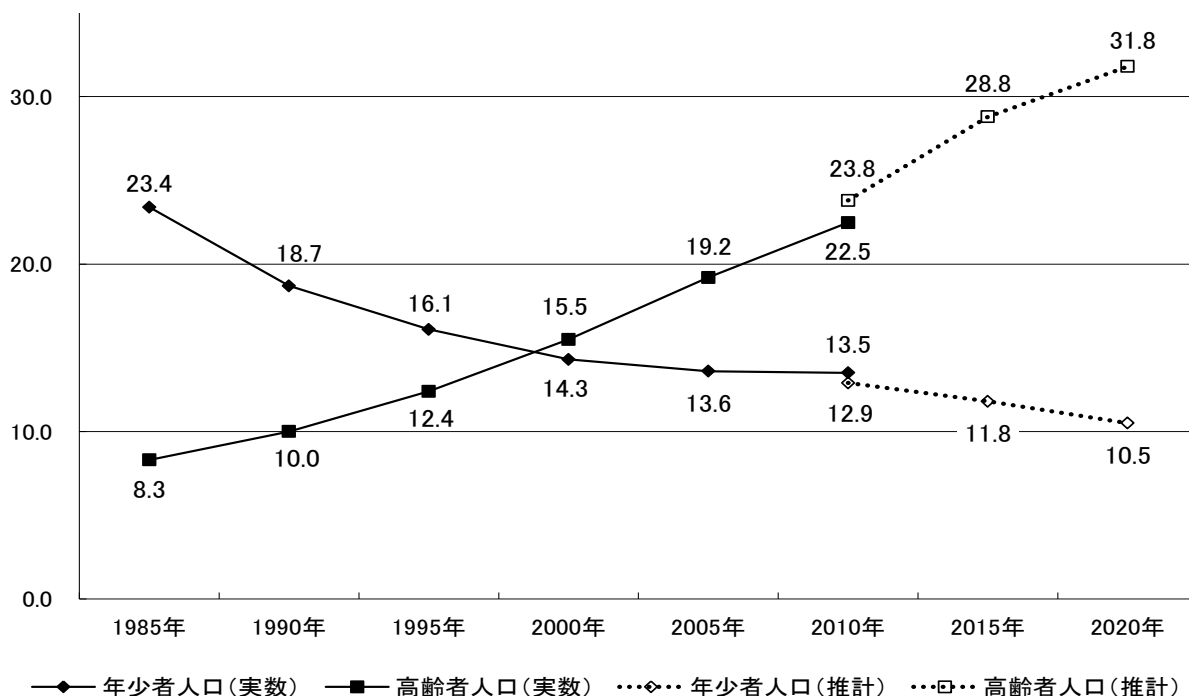
わが国では、平均寿命の伸びと出生率の低下により、急激な少子化と高齢化が進んでいます。

本市においても、年少人口（15歳未満）の割合は、1985年（昭和60年）には23.4%だったものが、2010年（平成22年）には13.5%と減少し、反対に、高齢者人口（65歳以上）の割合は、1985年（昭和60年）には8.3%だったものが、2010年（平成22年）には22.5%と増加しています。

2010年の年少人口の割合は、2005年の13.6%と比較すると僅かな減少に留まっています。また、少子化率、高齢化率ともに将来推計人口と比較すると低い数値になっています。

なお、将来推計人口においては、少子化、高齢化ともに、更に進んでいくと推測されています。

年少・高齢者人口の割合の推移



資料：1985年～2010年までの実数は、総務省「国勢調査」。

2010年～2020年までの推計は、

国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口(平成20年12月推計)」。

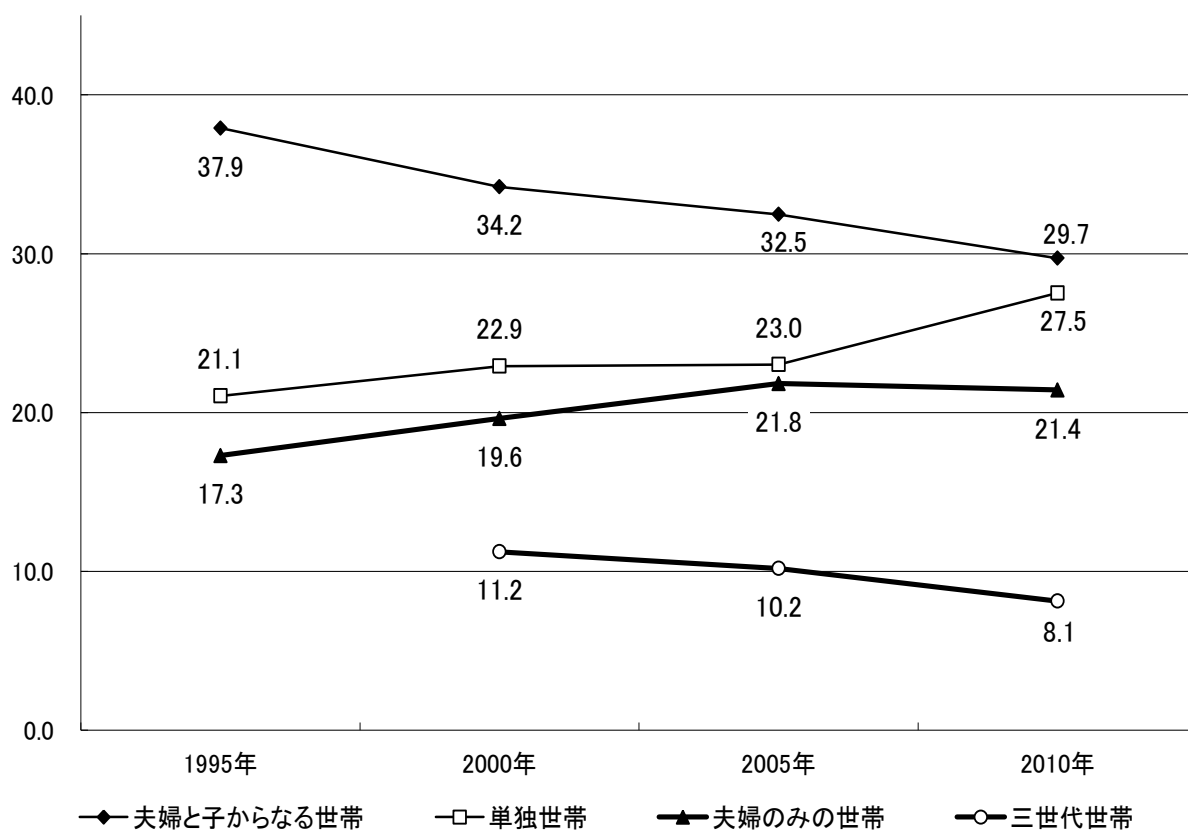
(2) 家族形態の変化

2010年(平成22年)10月1日現在(国勢調査)の本市の人口総数は129,312人、世帯総数は50,042世帯で、一世帯あたりの世帯人員は2.58人です。2005年(平成17年)10月1日現在(国勢調査)の人口総数は122,234人、世帯総数は44,370世帯で、一世帯あたりの世帯人員は2.75人で、一世帯あたりの世帯人員を比較すると約0.17人の減少となり、緩やかですが、確実に減少傾向が進んでいます。

世帯類型別構成割合の状況を見ると、3世代世帯が減少し、単独世帯が増加しています。

また、夫婦と子からなる世帯が減少し、夫婦のみの世帯は増加で推移していましたが、2010年の国勢調査で減少に転じました。

類型別世帯割合の推移



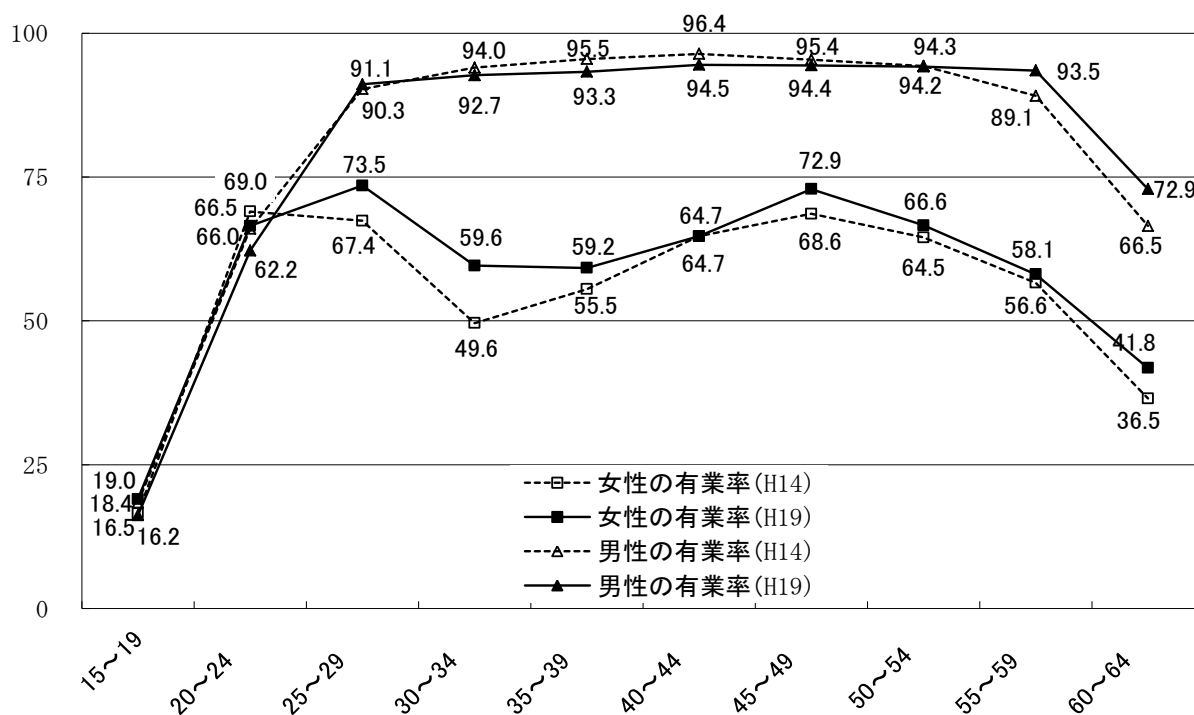
資料：総務省「国勢調査」。なお、1995年の3世代世帯の割合値は、未集計。

(3) 就労環境の変化

2010年(平成22年)国勢調査の年齢階級別労働力率が未公表で、本市の就労状況の把握が困難なため平成19年の千葉県の有業率をみると、男性が25歳から59歳まで大きな変化がないのと比較し、女性は30～39歳階級で低下したのち40～44歳階級で上昇しM字形の曲線を描いており、子育て期間中の女性の有業率が低下する状況がみられます。

平成14年と平成19年の女性の有業率を比較すると、M字の曲線がなだらかになっています。また、男性は30～54歳階級で低下しているのに対し、女性はほとんどの年齢階級で上昇しています。

年齢階級別男女別有業率の比較



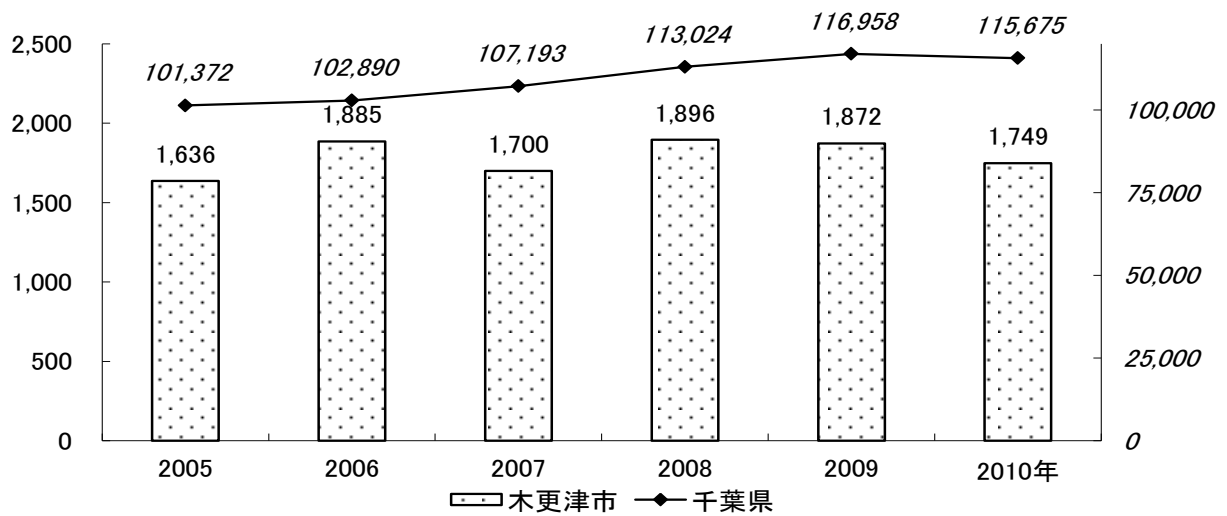
資料：総務省「就業構造基本調査」。

(4) 国際化の進展

本市には 2010 年(平成 22 年) 12 月末現在、1,749 人の外国人登録があり、そのうち女性は 1,103 人で 63%を占めています。国籍も 40 数カ国に及び、ブラジル、韓国、フィリピン、中国、タイなどアジアや南米からの外国人が多い状況にあります。千葉県外国人登録数は 115,675 人で、本市は 14 番目に位置します。

また、法務省在留外国人統計で、千葉県は全国で 6 番目に位置します。

外国人登録者数の推移



資料：千葉県国際課「千葉県内の外国人登録者数調べ（各年 12 月 31 日現在）」。

第 2 章

計画の基本的な考え方

計画の基本的な考え方

1 計画の性格

- (1) この計画は、木更津市女性行動計画「デュエットプランきさらづ」、木更津市男女共同参画計画「デュエットプランきさらづ」及び木更津市男女共同参画計画(第2次)「新・デュエットプランきさらづ」の理念、成果を引き継ぎ、新たな課題への取組みを含め、本市が男女共同参画社会の実現に関する施策を、総合的・具体的に進めるための計画です。
- (2) この計画は、男女共同参画社会基本法に基づき、国の「男女共同参画基本計画(第3次)」及び「千葉県男女共同参画計画(第3次)」との整合に配慮した計画です。
- (3) この計画は、「木更津市基本構想」及びこれに基づく「木更津市第4次総合3か年プラン」の部門計画として、他の部門計画との整合性を確保した計画です。施策の推進にあたっては、本市の各種計画と連携を図りながら進めます。
- (4) この計画は、本市の特性を考慮した実効性のある計画です。
- (5) この計画の推進にあたっては、市民、事業者及び関係機関・団体と協働で取り組むことを前提としています。
- (6) この計画内に、社会情勢の変化などにより新たに発生した問題についても、柔軟かつ積極的に取り組みます。

2 計画の期間

2012 年度(平成24年度)から 2016 年度(平成28年度)までの5年間とします。

3 計画の基本理念

日本国憲法は、個人の尊厳と法の下での平等をうたっており、また、男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行への配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」を基本理念として掲げています。

そこで、これらの理念を基礎として、この計画の基本理念を次のとおり定め、「木更津市基本構想」の将来都市像である「ひとにやさしく、環境と調和し、誇りに満ちた創造のまち きさらづ」にふさわしい男女共同参画社会の実現を目指します。

- ◎真の男女共同参画社会の実現
- ◎あらゆる分野における男女の対等な参画と責任の分担
- ◎家庭生活と仕事や地域活動などとの両立に向けた社会的支援の実現

4 計画の将来像

この計画では、次のような将来像(めざすまちの姿)を設定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

将来像：男女が互いに認め合い、共に参画して心豊かに生きる社会

5 計画の基本目標

この計画では、本市の現状を踏まえ、次のような目標のもと、基本理念の実現を目指します。

I 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

私たちのめざす男女共同参画社会は、一人ひとりの人権が尊重され、男女の別なく、個性と能力を發揮することができる社会です。

しかしながら、固定的な男女の役割分担を前提とした慣行は、依然として存在し、男女が平等になっているとは必ずしも実感できない状況です。

このことから今後とも、固定的な男女の役割分担意識を解消し、一人ひとりの人権の尊重を基盤にした男女共同参画社会の形成のための教育・学習の一層の充実を図っていくことが大変重要になります。

また、個人の人権の尊重という観点から、あらゆる暴力の根絶やメディアにおける人権侵害防止への配慮も重要な課題であり、そのための総合的な取組みを推進します。

II あらゆる分野で男女が共に参画できる制度・条件づくり

私たちのめざす男女共同参画社会は、あらゆる分野において男女が性別にとらわれないことなく、対等な立場で、共に参画し、協力し合う社会です。

多様な考え方を活かした豊かで活力のある社会を築いていくために、あらゆる分野の政策・方針決定過程などで、男女が共に責任をもって関わっていけるよう一層の参画への取組みを進めていきます。

Ⅲ 誰もが仕事と生活の調和の取れる社会づくり

私たちのめざす男女共同参画社会は、仕事、家庭生活、地域活動等において男女が共にバランスをとって参画できる社会です。

人々の健康を維持し、地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、男女が安心して子育てや介護等を行い、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していくため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進します。

Ⅳ 誰もが自立し、安心して暮らせる生活環境づくり

私たちのめざす男女共同参画社会は、すべての人が自立して、安心して健やかに暮らせる社会です。

男女が充実した豊かな生活が営めるように、生涯にわたる健康の保持・増進を図り、高齢者や障害者が生きがいを持って暮らすことができ、子どもが犯罪などに巻き込まれることのない安全で健やかに育つことができる、生活環境づくりを推進します。

また、少子・高齢化や核家族化が急速に進むなか、妊娠・出産、育児並びに家族の介護などについて市民の要望に対応した支援体制の整備充実を促進します。

Ⅴ 計画を積極的に進める体制づくり

本計画の円滑な推進を図るため、推進計画の周知に努めるとともに、男女共同参画社会の実現に向けた体制づくりを進めます。

全庁的な男女共同参画に向けた施策を推進するとともに、継続的に施策の進捗状況の把握及び評価を行い、施策の効果的な推進が図られるよう適正な進行管理に努めます。

6 計画の体系

計画の体系は、次のとおりとします。

基本目標	主要課題	施策の方向
I 人権の尊重 と男女共同 参画の意識 づくり	1 人権の尊重と侵害の解消 に努めます。	(1) 人権を尊重する環境づくりの推進 (2) あらゆる暴力の根絶
	2 生涯を通じた男女共同参 画に関する教育・学習を 促進します。	(1) 学校等における男女共同参画に関する教 育・学習の促進 (2) 家庭・職場・地域における男女共同参画 に関する教育・学習の促進
	3 男女共同参画の視点に立 った意識の変革と制度・ 慣行の見直しを進めます。	(1) 固定的な男女の役割分担意識の是正と慣 行の見直し (2) 男女共同参画に関する調査研究の推進と 情報の収集及び提供
II あらゆる分 野で男女が 共に参画で きる制度・ 条件づくり	1 政策・方針決定過程への 男女共同参画を促進しま す。	(1) 政策・方針決定過程への男女共同参画の 促進 (2) 女性の人材育成の推進と情報収集・整備
	2 労働の場における男女共 同参画を進めます。	(1) 就労の機会均等と労働環境の整備 (2) 働く女性の母性保護に関する啓発
III 誰もが仕事 と生活の調 和の取れる 社会づくり	1 家庭・地域社会における 男女共同参画を推進しま す。	(1) 家庭における男女共同参画の推進 (2) 地域活動における男女共同参画の推進 (3) 国際的視野に立った男女共同参画の推進
	2 仕事と家庭の両立支援の 充実を進めます。	(1) 仕事と生活の調和の促進 (2) 仕事と育児・介護の両立の支援
IV 誰もが自立 し、安心し て暮らせる 生活環境づ くり	1 生涯を通じた健康支援と 福祉の充実を進めます。	(1) 女性の生涯を通じた健康保持への支援 (2) 高齢者・障害者の生活支援の充実
	2 少子化社会に対応した社 会全体での子育て支援の 充実を進めます。	(1) 安心して子育てができる環境の整備
V 計画を積極 的に進める 体制づくり	1 市を挙げての推進体制の 充実に努めます。	(1) 市を挙げての推進体制の充実 (2) 計画進行の適正管理

第 3 章

課題別施策内容

基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

主要課題 1 人権の尊重と侵害の解消に努めます。

男女の人権の尊重は、一人ひとりが個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会づくりの基盤となるものです。

しかしながら、異性や子ども、高齢者への身体的、精神的、性的、経済的などの暴力が様々な形で社会に存在し、また、各種メディアによる性の差別につながる表現など、必ずしも個々の人権が尊重されているとはいえない状況が見られます。

このようなことから、あらゆる場を通じて人権尊重の意識を育成するとともに、あらゆる暴力の根絶に努めます。

施策の方向(1)人権を尊重する環境づくりの推進

誰もがお互いを尊重する社会づくりのための環境整備や広報・啓発活動を進めます。また、市広報・出版物などにおける性差別につながらない表現の促進に努め、市民が情報を正しく理解していくための啓発を進めます。

具体的施策 ① 人権の尊重に関する意識の高揚

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
人権尊重についての広報・啓発	木更津人権擁護委員主催により、主に12月の人権週間中に各種啓発活動を行い、地元地方紙を通じ広報を行います。	市民生活課
	指標 啓発物資配布数 500部/年	
人権尊重をテーマとした講座・研修会等の開催	木更津人権擁護委員協議会主催により、4市人権擁護委員を対象に、講演会・研修会を開催します。	市民生活課
	人権週間期間中に幼稚園・保育園・小学校等へ訪問し、人権に関する講話等を行います。	市民生活課
各種相談窓口の情報の提供	年間を通じ、窓口及び電話等による各種相談窓口等の問い合わせに対し、情報の提供を行います。	市民生活課
県・自治体等との情報交換	県内任意の市町村で構成される「千葉県市町村人権施策連絡会」へ参加し情報交換を行います。	市民生活課
	木更津人権擁護委員協議会主催による、4市の人権擁護委員(常務委員)及び市職の会議へ参加し情報交換を行います。	市民生活課

具体的施策 ② 人権としての性の尊厳に関する啓発と促進

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
性の商品化を防ぐための啓発と促進	男女共同参画情報紙「デュエット」に啓発記事を掲載します。	企画課
	研修会・講習会等で情報提供します。	企画課
	職員及び青少年補導員により、青少年の健全育成と環境浄化活動の一環として、電柱等に張られた性風俗のビラ・看板等を定期的に撤去します。	まなび支援センター
母性に対する正しい認識の啓発	パパママ学級を実施します。	健康推進課
	指標 初妊婦の参加率 40%/年	
	妊産婦訪問指導を実施します。	健康推進課
	指標 全出生者数のうち実施率 70%/年	
	乳幼児健康診査及び健康相談を実施します。	健康推進課
指標 乳幼児健診受診率 90%/年		

具体的施策 ③ メディアにおける男女共同参画の推進

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
男女共同参画の視点からのメディア・看板・印刷物における表現の見直しの促進	市が作成する看板や市民向けの印刷物などの表現について、情報収集に努めます。	企画課
	男女共同参画の視点からみて、ふさわしくない表現については、是正を申し入れます。	企画課

施策の方向 (2) あらゆる暴力の根絶

あらゆる暴力や虐待、差別は、重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの認識に立って、暴力を予防するための啓発活動を推進するとともに、被害者の安全確保と自立を促すための支援体制の充実に努めます。

具体的施策 ① あらゆる暴力を根絶するための広報・啓発

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスの防止に関する啓発	男女共同参画情報紙「デュエット」に啓発記事を掲載します。	企画課
	研修会・講習会等で情報提供します。	企画課
	11月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」を中心に啓発活動を行います。	児童家庭課
セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスを理解するための学習機会の充実	男女共同参画フォーラムで女性に対する暴力に関する講座を設けます。	企画課
子どもへの虐待・性的被害を防止するための啓発	子どもへの虐待・性的被害を防止するため、学校教諭、地区民生・児童委員、家庭相談員等との連携を強め、情報を共有します。	児童家庭課

具体的施策 ② 被害者に対する相談・支援体制の整備

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
ドメスティック・バイオレンスと児童虐待被害者に対する相談・支援	配偶者やパートナーからの暴力や子どもに対する暴力等に対応するため、相談に対して適切な助言をして、問題の解決を図ります。	児童家庭課
ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為や高齢者虐待の被害者保護のための住民票の写し等の交付制限	被害者等からの申出により、被害者と被害者の同一の世帯員を加害者の暴力から保護するため、住民票の写し等の交付を制限します。	市民課

具体的施策 ③ 関係機関との連携の強化

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
関係機関との連携強化	関係機関との連携を強化します。	児童家庭課

主要課題 2 生涯を通じた男女共同参画に関する教育・学習を促進します。

男女の性別によって役割を固定化する役割分担意識やそれに基づく慣行などは、女性のみならず男性にとっても、多様な生き方を選択する際の障害になっています。

こうした意識の解消のためには、教育の果たす役割が極めて重要になっており、学校、地域、家庭などのさまざまな場において、男女共同参画に関する教育・学習の充実に努めます。

施策の方向 (1) 学校等における男女共同参画に関する教育・学習の促進

本市では、学校教育全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性などについて、指導の充実に努めています。また、学校教育関係者に対する研修の充実や、男女共同参画の視点に立った学校運営など、学校教育や就学前の教育など教育全体を通じての男女共同参画に関する理解の促進に努めます。

具体的施策 ① 学校における男女共同参画に関する教育・学習の促進

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
技術・家庭科の男女共修の徹底	技術家庭科担当教員に対し、各学校での実践的・体験的な学習について共修することを働きかけます。	学校教育課
	各学校での技術家庭科の共修を徹底します。	学校教育課
保健体育の男女共修の促進	保健体育科担当教員に対し、各学校において可能な領域や種目で共修を実践することを働きかけます。	学校教育課

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
P T Aや保護者に対する男女共同参画教育理解への働きかけ	全教育活動を通じた男女共同参画に関する教育の実施について、P T A・保護者に理解を得ると共に、男女共同参画を図ります。	学校教育課
教職員に対する研修の実施	教職員が人権に関する正しい理解と認識を深め、指導力と資質の向上を図るため、計画的な研修を推進します。	学校教育課
教職員への男女共同参画学習の促進	求めに応じて教職員の研修会へ講師を派遣します。	企画課
	教職員へ男女共同参画に関する資料を提供します。	企画課

具体的施策 ②就学前における男女共同参画に関する教育・学習の促進

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
保育園における男女共同参画教育の推進	保育園の日常生活の中で、並び順・当番活動など、男女を区別することなく保育します。	児童家庭課
保育士への男女共同参画学習の促進	求めに応じて保育士の研修会へ講師を派遣します。	企画課
	保育士へ男女共同参画に関する資料を提供します。	企画課

施策の方向 (2) 家庭・職場・地域における男女共同参画に関する教育・学習の促進

社会のあらゆる場で、男女共同参画に関する社会教育・生涯学習が進められるよう機会の充実と環境の整備に努めます。また、幼少期から男女共同参画の視点にたった家庭教育が行われるよう保護者に対する学習の機会と情報の提供に努めます。

具体的施策 ① 社会教育の場における男女共同参画に関する教育・学習の促進

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
生涯学習情報紙「きさらづの生涯学習」の発行	本市の生涯学習に関する情報を1回発行し市民に周知し、もって市民の生涯学習への参加基盤を形成します。	生涯学習課
	生涯学習関連施設で実施される、男女共同参画に関する教育の情報について積極的に市民に周知します。	生涯学習課
社会教育事業担当者及び社会教育関係委員に対する男女共同参画に関する研修会の実施	社会教育事業担当者及び社会教育関係委員に男女平等や共同参画に関する研修会を実施し、女性問題等に関する情報の取得を進め、担当者の資質の向上を図ります。	生涯学習課
情報・資料等の収集と提供	国・県及び他市町村の発行する刊行物等や、インターネット等を通じ各種のデータの収集を図り、広く市民への情報提供を進めます。	生涯学習課
男女共同参画の視点にたった多様な学習メニューの設定	公民館と連携し、公民館で開催されている学習プログラムを開発するとともに、既存の学級講座を見直し、男女共同参画に関するテーマを積極的に取り入れます。	生涯学習課
男女共同参画の視点にたった家庭教育学級・講座の開催	各公民館で男女共同参画の視点にたった家庭教育学級・講座等を開催します。	公民館

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
保育つき学習・講座の充実	社会教育施設で開催する各種学級講座の保育活動を実施し、学習環境に幅を持たせます。	生涯学習課
	保育グループ活動の充実について援助し、保育ボランティア要請講座の開催により保育ボランティアの増員を図ります。	生涯学習課

具体的施策 ② 家庭や地域における男女共同参画に関する教育・学習の促進

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
家庭教育学級のリーダー養成及び事業の充実	市内各家庭教育学級において、運営組織の充実化をめざし、学級のリーダー養成に努めるとともに、運営スタッフの研修活動を充実させます。	生涯学習課
家庭教育推進協議会の充実	子育て支援の充実を目指し、子育ての悩みや疑問の解決を図るため、家庭教育のあり方について啓発活動を推進します。特にノーゲーム、ノーテレビ運動を推進し、家族の団欒の時間の確保やコミュニケーション能力の育成を図ります。	生涯学習課
男女共同参画教育の家庭への働きかけ	園児の保護者に対して、「園だより」や行事「運動会・保育参観等」の機会に、協働した子育てを理解してもらえるよう啓発します。	児童家庭課
家庭における男性の共同参画の促進	男女共同参画情報紙「デュエット」に掲載します。	企画課
家庭・地域・職場における意識の喚起	男女共同参画情報紙「デュエット」に掲載します。	企画課
	各種研修会で相談窓口を周知します。	企画課

主要課題 3 男女共同参画の視点に立った意識の変革と制度・慣行の見直しを進めます。

社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って生まれてきたものですが、男女共同参画社会の形成という新しい視点から見た場合、これを妨げるようなものも含まれています。

そのため、一人ひとりの個性と能力を認め合い、自立する精神を育むため、固定的な男女の役割分担意識を解消し、そうした意識に基づく制度・慣行を男女共同参画の視点から見直しを進めます。また、本市の男女共同参画推進の状況を的確に把握するための調査・研究及び情報の提供に努めます。

施策の方向 (1) 固定的な男女の役割分担意識の是正と慣行の見直し

職場や家庭、地域などにおける制度や慣行について、男女共同参画の視点に立って見直し、その解消に向けて継続的な広報・啓発に努めます。

具体的施策 ① 男女共同参画に関する広報・啓発

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
「男女共同参画フォーラム」の開催	「男女共同参画フォーラム」を開催します。	企画課
	指標 参加者数 180人/年	
男女共同参画週間にあわせた広報・啓発	男女共同参画フォーラムのうち1回を男女共同参画週間期間中に開催します。	企画課
	男女共同参画週間の属する6月に男女共同参画情報紙「デュエット」を発行します。	企画課
	指標 配布数 43,000部/年1回	
男女共同参画に関する出前講座の実施	求めに応じて、研修会・講習会等へ職員を講師として派遣します。	企画課
市職員の男女共同参画施策に関する意識高揚を図る働きかけ	庁内へ啓発資料を提供します。	企画課
	職員研修の1コマに、男女共同参画に関する研修を入れるよう依頼します。	企画課
国・県・他自治体の啓発事業等への参加促進	男女共同参画社会づくりに向けての全国会議(内閣府主催)等の国・県・他自治体主催事業開催を周知し、参加を促進します。	企画課

具体的施策 ② 法律・制度の理解促進

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
人権保障に関する条例・法令等の広報	男女共同参画情報紙「デュエット」へ掲載します。	企画課
女性に関わる法制度についての研修会の開催	男女共同参画フォーラムの内容に盛りこみます。	企画課

施策の方向 (2) 男女共同参画に関する調査研究の推進と情報の収集及び提供

意識づくりを推進するためには、多くの人たちが男女共同参画に関する様々な情報を共有することが必要です。そのため、男女共同参画に関する調査研究を進め、多様な媒体を有効に活用して情報を収集し、誰もが理解を深めることができるような配慮のもと、その提供に努めます。

具体的施策 ① 男女共同参画に関する調査研究の推進

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
「きさらづ男女共同参画白書」の刊行	統計情報等を収集・分析し、「きさらづ男女共同参画白書」として発行します。(国勢調査が終了した翌々年度に作成)	企画課
各種統計資料の収集	国・県・市の統計資料の収集を随時行います。	企画課
あらゆる機会を使っての情報収集	ちば男女共同参画行政担当者連絡会議に出席(2回/年)します。	企画課
	国・県主催事業等に出席し、情報収集します。	企画課
	あらゆる機会を使って他自治体と情報交換をします。	企画課

具体的施策 ② 各種の情報提供機能の充実

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
男女共同参画情報紙 「デュエット」の発行	男女共同参画情報紙「デュエット」を発行します。 指標 配布数 43,000部/年1回	企画課
「広報きさらづ」及び 市ホームページ等の積 極的な活用	ホームページへ男女共同参画紙策を掲載します。	企画課

基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女が共に参画できる 制度・条件作り

主要課題 1 政策・方針決定過程への男女共同参画を促進します。

行政の施策や社会のあらゆる分野(家庭、学校、職場、地域など)における運営方針などは、社会の半分を構成する女性にも大きな影響を与えます。男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担う男女共同参画社会の形成のため、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

また、女性の政策・方針決定過程への実質的な機会均等を確保し、男女共同参画を進めるために、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)への理解を求めていくとともに、女性自身の能力開発(エンパワーメント)を促す教育・学習機会の充実に努めます。

施策の方向(1) 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

政策・方針決定の場への参画を促進するための登用方法や制度の見直しに努め、本市における審議会などへの女性委員の参画を促進します。また、社会のあらゆる分野における方針決定の場への女性の参画促進に努めます。

具体的施策 ① 審議会等委員への女性の参画促進

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
審議会等における女性委員の構成比率の拡大	女性の意見を政策や方針に反映させる必要があることから、「付属機関等の委員の選任等指針」に基づく委員選出の促進を図り、審議会等における女性委員の構成比を高めます。	職員課 各課
	指標 平成28年度女性委員の割合 平均1/3以上	
女性委員あるいは男性委員のいない審議会等の解消	それぞれの審議会等で、女性委員あるいは男性委員のいない審議会等の解消を図ります。	各課
審議会等委員の公募の実施	審議会等委員の公募を実施します。	各課

具体的施策 ② 女性の積極的登用の促進

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
民間企業・団体等における管理職・役員への女性の登用促進の働きかけ	男女共同参画情報紙「デュエット」へ登用促進に関する記事を掲載します。	企画課
	男女共同参画に関する研修会・講習会等で、求めに応じて女性の登用についての働きかけをします。	企画課
女性の方針決定の場への参画の促進	商工業における関係団体の女性の活動の強化及び各種行事イベントへの積極的な女性参加のための指導・協力を図ります。	商工観光課
	家族経営協定締結セミナーへの参加を促進し、調印を推進します。	農林水産課
	指標 平成28年度家族経営協定締結数 22戸	
市女性職員の管理・監督者への人材育成・積極的登用	市女性職員の管理・監督者への人材育成・積極的登用を図ります。昇格基準(平均的在級年数)を満たす職員については、自己申告や勤務評定による上司の評価、仕事に対する知識・技術、部下の把握・育成能力、対外的折衝能力、問題解決能力等の優れたものは積極的に登用していきます。	職員課
女性教職員の管理職への積極的登用の働きかけ	女性教職員のための研修会を開催します。	学校教育課
	管理職研修会を開催し、女性の参加を積極的に促します。	学校教育課

施策の方向 (2) 女性の人材育成の推進と情報収集・整備

女性の能力開発や人材の育成のための学習機会の充実に努めるとともに、個人情報保護に配慮しつつ、女性の人材に関する情報を収集・整備し、必要に応じて提供できる体制の充実に努めます。

また、社会の様々な分野で活動している女性団体の相互交流が拡大されるよう、連携体制の構築などの取組みを支援します。

具体的施策 ① 女性の能力開発と女性指導者の育成

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
消費生活モニター活動事業の実施	消費生活モニター活動事業を実施することにより、様々な学習の場を通して、団体の中で、自分の意見を発表する、代表者・司会・グループのリーダーを男女ともに経験するなど、能力開発を行います。	商工観光課
女性リーダー育成のための講座の開設	木更津市主催及び共催事業として、木更津市女性生活セミナーや女性の社会参加活動促進事業を実施し、女性の社会参加のあり方についての研修活動を実施します。	生涯学習課
国・県・他自治体の育成事業等への参加促進	男女共同参画社会づくりに向けての全国会議(内閣府主催)等の国・県・他自治体主催事業開催を周知し、参加を促進します。	企画課
	国・県及び他市町村が実施する女性エンパワーメントのための各種事業について、啓発活動を実施するとともに、事業への市民の参加を促します。	生涯学習課

具体的施策 ② 女性団体の活動及び連携に対する支援

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
女性団体の情報の収集と提供	女性団体のプロフィールリストを作成し、配付します。	企画課
女性団体活動への支援	社会教育活動の一層の充実を図り、各種事業を円滑に執行するため、女性団体の求めに応じ支援活動を実施します。 【木更津市婦人会連絡協議会】	生涯学習課
	女性団体(グループ)へ男女共同参画に関する情報を提供します。	企画課
	研修会や講習会への講師紹介又は講師派遣をします。	企画課

具体的施策 ③ 女性の人材に関する情報の収集及び提供

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
女性の人材発掘の推進	男女共同参画フォーラムの運営等を通じて情報収集し、適切な人材を発掘します。	企画課
女性の人材リストの整備	フォーラム委員をはじめとする人材リストを整備します。	企画課

主要課題 2 労働の場における男女共同参画を進めます。

女性の職場進出が進む中、男女雇用機会均等法の施行などにより女性の働く環境の整備は進んできましたが、実際の雇用の場における男女の不平等感は、依然として強い状況にあります。

また、農業・商業などの自営業においては、女性が重要な役割を担いながらも、評価されていない状況にあります。

労働の場における男女共同参画を実現するために、女性が社会的に十分尊重され、保護、評価されるとともに、男性も女性も雇用・就業形態の多様化に対応し、そのライフスタイルに応じて柔軟に働き方を選択でき、能力を発揮できる労働環境づくりに努めます。

施策の方向 (1) 就労の機会均等と労働環境の整備

一人ひとりがその能力を十分に発揮し、やりがいを持って働けるよう、労働の場における男女共同参画を確立するための施策を推進します。また、雇用・就業形態が多様化する中において、適切な処遇・労働条件が確保されるよう支援に努めます。

具体的施策 ① 男女の均等な雇用機会等の確保に向けた広報・啓発

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイマー労働法等についての普及啓発	市の広報市・ホームページの活用及び関係資料の掲示により、労働基準法・男女雇用機会均等法・育児介護法・パートタイマー労働法等についての普及啓発を行います。	商工観光課
関係機関・団体との連携による男女の均等な雇用機会等の確保に向けた啓発の促進	市の広報市・ホームページの活用及び関係資料の掲示により、労働基準法・男女雇用機会均等法・育児介護法・パートタイマー労働法等についての普及啓発を行います。	商工観光課

具体的施策 ② 女性の能力開発と経営参画の促進

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
経営・労働環境の向上の促進	家族経営協定締結セミナーへの参加を促進し、調印を推進します。	農林水産課
	指標 平成 28 年度家族経営協定締結数 22 戸	
女性の技術・経営管理能力の向上の促進	市の広報市・ホームページの活用及び関係資料の掲示を行います。	商工観光課
	君津農業事務所(県)の行う女性向けのセミナー等の活用を推進します。	農林水産課
女性の経営参画の促進	国・県及び木更津商工会議所等関係団体の研修会・講習会等の開催情報を収集し、市の広報紙・ホームページの活用及び関係資料の掲示により、関係情報の提供を行います。	商工観光課
	農山漁村男女共同参画フォーラムの参加を推進し、経営参画を促進します。	農林水産課
県・関係機関・団体と連携の推進	木更津商工会議所女性部との情報交換を行うことにより、団体の強化を図り、女性の経営参画を促進します。	商工観光課
	関係機関と連携し、女性の共同参画の場を設け、推進を図ります。	農林水産課
認定農業者制度の周知と支援推進	女性組織(JA女性部・漁協婦人部・君津農業事務所(県)等)と協力し、ネットワークの準備を支援します。	農林水産課
	関係機関と連携し認定農業者制度を普及し、女性認定農業者の認定を推進します。	農林水産課
	指標 平成 28 年度女性認定農業者数 18 人	

具体的施策 ③ 再就職希望者等の就労情報提供と就業環境改善

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
関係機関・団体との連携による再就職希望者等の就労に関する情報の収集・提供	市の広報紙・ホームページの活用及び関係資料の掲示を行います。	商工観光課
テレワーク事業の周知と支援	さまざまな働き方を希望するものの就労機会を拡大するため、テレワークの普及啓発を推進します。	情報政策課

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
中小企業資金融資対策事業の推進	男女とも経営において経済的に安定的な経営が行えるように、中小企業資金融資対策事業を推進します。	商工観光課
勤労者退職金等共催掛金補助金交付事業の推進	国の退職金制度の加入促進のため、市が加入者を有する事業者に対し、掛け金の一部を助成することにより、男女ともに福利厚生環境の改善を図ります。	商工観光課

具体的施策 ④ 関係機関との連携の強化

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
関係機関との連携の強化	関係機関との連携を強化します。	商工観光課

施策の方向 (2) 働く女性の母性保護に関する啓発

働く女性の母性が社会的に尊重され保護されるよう意識啓発を進めるとともに、労働関係法の母性保護規定の周知に努めます。

具体的施策 ① 妊娠・出産・育児に関する保護規定や支援制度の啓発

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
労働基準法の母性保護規定に関する啓発	研修会・講習会等で情報提供します。	企画課
働きながら出産・育児を望む女性への情報の提供	母親学級、妊産婦訪問指導等において、出産育児に関する制度を周知します。	健康推進課
	母子健康手帳の活用について周知します。(母性健康管理指導事項連絡カード)	健康推進課

基本目標Ⅲ 誰もが仕事と生活の調和の取れる社会づくり

主要課題 1 家庭・地域社会における男女共同参画を促進します。

少子・高齢化、核家族化、共働きの増加など家庭を取り巻く社会環境が変化する中、依然として、男性は仕事中心であり、子育てや介護などの多くを女性が担い、女性にとって大きな負担となっています。したがって、家庭における家事・育児・介護などが男女の共同責任であることについての認識を深め、共同参画を促すための啓発や学習機会の充実に努めます。

P T A活動など多様な地域社会活動の多くが女性によって担われており、男性の参加は十分とはいえない状況にあります。そこで、男女が共に積極的に地域活動への男女共同参画を促進するための啓発に努めます。

政治や経済、文化などあらゆる分野においてますます国際化が進む中、本市で生活する外国人も増加するものと予想されます。そのような地域社会において外国人と相互に理解し合い、暮らしやすい環境づくりに努めます。

施策の方向(1) 家庭における男女共同参画の促進

家庭における男女の固定的な役割分担意識の解消を図り、男性の積極的な参画を進める広報・啓発に努めます。

具体的施策 ① 家事・育児・介護等への男性の参画促進のための啓発

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
家事・育児・介護に関する男女共同参画の浸透	男女共同参画フォーラムの内容に盛りこみます。	企画課
	男女共同参画情報紙「デュエット」に記事を掲載します。	企画課
男女で参加できる家事・育児や在宅介護・看護のための講座・講習等の開催	家族が抱えてきた介護の不安等を解消すべく、介護保険制度の周知を促進します。	高齢者福祉課
	「子育て支援センター・ゆりかもめ」において、相談や講習会等を実施します。	児童家庭課
	パパママ学級で男女で参加できる育児について講義を実施します。	健康推進課
	指標 夫婦での参加率 95%/年 地域からの依頼により講座を実施します。	健康推進課

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
男性のための家事・育児講習等の開催	各公民館で男性のための家事・育児講習等を開催します。	公民館

施策の方向(2) 地域活動における男女共同参画の促進

地域活動やボランティア活動への男性の参画を促進するとともに、防災や地域の活性化、環境保全などへの女性の参画を進め、地域活動において男女共同参画の促進が図られるよう啓発を行っていきます。

具体的施策 ① 地域活動・ボランティア活動などへの参加促進

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
女性の地域における防災活動等への参加促進	自主防災組織の防災訓練で女性の積極的な参加を促します。	総務行革課
	指標 女性の参加割合 40%/年	
消費生活モニター活動事業の実施	地域活動として、男女ともに参加できる消費生活モニター活動を実施し、消費者問題に関する研修などを行い、更に活動の成果を発表するため、また市民の消費者問題啓発のために消費生活展で展示等を行います。	商工観光課
女性の地域やボランティア団体代表への就任促進	各種団体の代表者として、性別にとらわれず、有能な人物を代表者として選出できる社会教育施策を推進します。	生涯学習課
男性の地域活動への参加機会の拡大促進	地域で活動する男性(特に父親)が社会教育施設や地域行事に積極的に参加できるような体制づくりをします。	生涯学習課
公民館ボランティア活動の促進	各公民館でボランティア活動を促進します。	公民館
幅広い年齢層に応じた各種学級・講座の開催	各公民館で幅広い年齢層に応じた各種学級・講座を開催します。	公民館
地域総合型スポーツクラブへの支援	各公民館で地域総合型スポーツクラブを支援します。	公民館
コミュニティー活動の拠点としての公民館の活用促進	各公民館で市民の自己形成と地域コミュニティーの形成を支援する幅広い公民館活動を促進します。	公民館
市民活動支援事業の推進	男女ともに地域における市民活動への参画を促進し、地域自治によるまちづくりを推進します。	企画課

施策の方向(3) 国際的視野に立った男女共同参画の促進

国際的な相互理解の必要性の高まりに対応して、姉妹都市交流や国際協力などを通じた国際理解の促進に努め、外国人が暮らしやすい環境づくりを促進します。また、男女共同参画の国際的な動向について情報を収集し、提供に努めます。

具体的施策 ① 国際理解と交流の推進

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
市民の国際理解の促進と情報の提供	木更津市国際交流協会へ情報提供等支援を行います。	企画課
	ホームページに記事を掲載します。	企画課
学校における国際理解教育の推進	異文化交流体験等の国際理解教育を支援します。	まなび支援センター
	市立小中学校に英語指導員(A L T)を配置し様々な国の文化にふれる機会を促進します。	まなび支援センター
	指標 A L T配置学校数 31校	
姉妹都市との相互交流の推進	姉妹都市オーシャンサイド市と情報交換します。	企画課
	木更津市国際交流協会へ姉妹都市訪問事業の支援をします。	企画課
	ホームページで姉妹都市情報を公開します。	企画課
外国人観光客のための外国語表示・標識の設置の促進	外国人観光客が、分かりやすく観光できるように、観光案内板の改修など外国語表示の充実を図り、外国人観光客の誘致促進を図ります。	商工観光課
外国語版観光ガイド等の作成	外国語版観光ガイド等を作成し、本市来訪の外国人観光客に配布することにより、利便性の向上及び国際会議観光都市としての受け入れ体制の整備により、国際会議等の顧客誘致の推進を図ります。	商工観光課

具体的施策 ② 外国人が暮らしやすい環境づくりの推進

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
各種案内板等の外国語表示・標識の設置の促進	市設置の各種案内板に、英語表記をするよう要望します。	企画課
	市の施設(庁内掲示を含む)を外国人にもわかるような表示にするよう要望します。	企画課
外国語版による各種情報の提供	ホームページに多言語の生活ガイドを掲載します。	企画課
在宅外国人の育児支援	外国人用の母子健康手帳の配付をします。	健康推進課
	乳幼児健康診査及びパパママ学級等実施します。	健康推進課

主要課題 2 仕事と家庭の両立支援の充実を進めます。

男女が共に社会のあらゆる活動に参画してしていくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスをとって参画できる環境づくりが重要です。

家事・育児・介護などの家庭責任を男女双方がともに担うことを共通認識とし、仕事と家庭生活の調和のとれた働き方へとつながる社会環境づくりに努めます。

施策の方向 (1) 仕事と生活の調和の促進

多様な働き方・生き方が選択でき豊かな生活を営めるよう、仕事・家庭生活・地域活動の調和を図るための広報・啓発に努めます。

具体的施策 ① ワーク・ライフ・バランス促進のための啓発

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
ワーク・ライフ・バランス促進のための啓発	研修会・講習会等で情報提供します。	企画課
	男女共同参画情報紙「デュエット」へ掲載します。	企画課
	男女共同参画フォーラムの内容に盛りこみます。	企画課

施策の方向 (2) 仕事と育児・介護の両立の支援

仕事と育児・介護との調和が図れるよう育児・介護休業法の周知と制度利用の促進を図る啓発に努めるとともに、支援体制の整備に努めます。

具体的施策 ① 仕事と育児・介護の両立のための啓発

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
育児・介護支援サービス情報の提供	保育園入園や子育てに関する情報をホームページや情報紙により提供します。	児童家庭課
	高齢者支援や介護保険制度に関する情報をホームページや広報により提供します。	高齢者福祉課
育児・介護休業制度の普及・啓発	研修会・講習会等で情報を提供します。	企画課
男性の育児介護休業取得促進のための啓発	男女共同参画情報紙「デュエット」へ掲載します。	企画課
	研修会・講習会等で情報提供します。	企画課

具体的施策 ② 保育・介護のための体制整備

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
介護支援サービスの推進	身近な日常生活圏域に密着した介護サービスの拠点となる施設を整備充実させ、利用者ニーズにあった介護サービスの充実に努めていきます。	高齢者福祉課
	介護を必要とする障害者に対して、障害の程度に応じて介護支援サービス等を実施します。	障害福祉課
多様化する保育ニーズへの対応	公立及び私立保育園において、乳児保育、障害児保育、延長保育、一時保育、休日保育等を実施するとともに、保育園入園待機児童の発生防止と保育の質の確保を図るため、子育て支援センター機能を併せもつ(仮称)請西保育園を建設し、保育サービスの向上を図ります。	児童家庭課
	指標 待機児童数 0人	
学童保育(放課後児童健全育成事業)への支援	市内の小学校等に在籍する児童で、下校後家庭において監護する者がいない児童を保育する事業者に対し、補助金を交付し、児童の健全育成を図ります。	児童家庭課
	指標 学童クラブ設置数 19箇所	

基本目標Ⅳ 誰もが自立し、安心して暮らせる生活環境づくり

主要課題 1 生涯を通じた健康支援と福祉の充実を進めます。

女性も男性も互いの違いを認め合い、身体の特徴を十分に理解し、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提となるものです。とりわけ、女性は、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。このため、女性が、自らの身体について正しい情報を入手し、自分で判断し、健康を享受できるようにするため、生涯を通じた健康支援対策の推進に努めます。

また、高齢者や障害者も、その人が持つ可能性を最大限に発揮して、社会活動に積極的に参加できるような支援体制の整備に努めます。

施策の方向(1) 女性の生涯を通じた健康保持への支援

女性の健康保持への支援にあたっては、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などの各段階に応じて、適切な健康の保持増進が図られるよう努めます。

具体的施策① 性と生殖に関する尊厳性の啓発と健康の推進

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
性と生殖に関する尊厳性と健康についての啓発	男女共同参画情報紙「デュエット」へ掲載します。	企画課
	研修会・講習会等で情報提供します。	企画課

具体的施策② 思春期・妊娠・出産期、更年期、高齢期の健康支援

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
妊娠・出産における健康の支援	パパママ学級・妊産婦訪問指導・健康相談等を実施します。	健康推進課
女性特有のがん予防の推進	乳がん・子宮がん予防のための検診や子宮頸がん予防ワクチンについて周知します。	健康推進課

施策の方向(2) 高齢者・障害者の生活支援の充実

高齢者や障害者が健康を維持し、社会活動に積極的に参加し社会貢献ができる環境づくりに努めるとともに、高齢者の社会参画・社会貢献が促進されるよう支援し

ます。

具体的施策 ① 高齢者・障害者の自立支援

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
障害者自立支援法に基づく自立を支援する各種事業の実施	平成 18 年度施行された障害者自立支援法に基づき、各種事業を実施します。	障害福祉課
介護予防教室の開催	高齢者ができる限り介護を受けずに健康で生き生きした生活を送れるように支援します。	高齢者福祉課
	指標 400 回／年	
消費者講座の開催	男女ともに消費者トラブルや、悪質業者の実態を学習し、未然防止策を身につけることで、誰もが安心した暮らしができるようにするために、消費者講座を開催します。	商工観光課
消費生活問題対策の啓発	消費生活に関する啓発用チラシの作成、広報紙・ホームページへの記事掲載を行います。	商工観光課
高齢者の自立支援のための学級の開催	各公民館で、高齢者の生きがいづくりや健康管理を進めるとともに、自主的な活動を支援するため、高齢者学級を開催します。	公民館

具体的施策 ② 高齢者・障害者の社会参加の促進

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
障害者自立支援法に基づく社会参加を支援する各種事業の実施	平成 18 年度施行された障害者自立支援法に基づき、各種事業を実施します。	障害福祉課
高齢者学級の開催	各公民館で、高齢者が意欲を持って学び、社会活動参加を促進するため、高齢者学級を開催します。	公民館

主要課題 2 少子化社会に対応した社会全体での子育て支援の充実を進めます。

核家族化やひとり親家庭の増加などにより、子育てに対する負担感、不安感が、未婚の増加や少子化につながっているのではないかという見方もされています。

そのため、子育ての負担感や不安感を緩和し、安心して子育てができるよう、様々な需要に対応した子育て支援サービスを充実させます。地域や社会全体で子育てを支え合う仕組みづくりを進めるなど子育て支援体制の整備に努めます。

施策の方向 (1) 安心して子育てができる環境の整備

就業の有無に関わらず、育児不安や子育ての孤立化に悩む母親やひとり親家庭の負担に配慮し、不安や負担を軽減するための支援を充実させ、安心して子育てができる環境の整備に努めます。

具体的施策 ① 安心して子育てするための支援の充実

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
子育てに関する関係機関との連携の充実	子育てに関する各関係機関との情報交換をします。	健康推進課
安心して子育てができる施策の推進	パパママ学級・妊産婦訪問指導・乳幼児健康診査・健康相談・健康教室等を実施します。	健康推進課
保育ボランティアの育成及び研修機会の充実	「保育ボランティア養成講座」を開催し、社会教育施設で実施される各種学級講座において保育活動を実施します。	生涯学習課
	講座においては保育に必要な知識の習得を図ります。	生涯学習課
	保育グループ「こあらの会」と連携を深め、保育体制の充実をめざします。	生涯学習課
乳幼児をもつ母親の交流機会の提供	各公民館で、乳幼児と親の交流と情報交換・学習の機会を提供します。	公民館

具体的施策 ② ひとり親家庭等に対する支援の推進

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
ひとり親家庭等への医療費等の助成	ひとり親家庭等に医療費等の一部を助成し、福祉の増進を図ります。	児童家庭課
母子・父子家庭等への児童扶養手当の支給	母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉増進を図るため、手当を支給します。	児童家庭課
母子家庭等への各種援護資金の貸付	母子家庭等への経済的自立を支援するため、県の貸付事業に対し各種援護資金貸付申請の受付事務を行います。	児童家庭課
母子家庭への自立支援給付金の支給	母子家庭の母に教育・技能訓練給付金を支給し就業を支援することにより、生活の安定を図ります。	児童家庭課
助産施設及び母子生活支援施設への入所に関する支援	母子家庭等で、経済的事情等により、児童の監護が十分果たせないと認められる場合、母子生活支援施設に入所させ、その自立助長を図ります。	児童家庭課

基本目標Ⅴ 計画を積極的に進める体制づくり

主要課題 1 市を挙げて推進体制の充実に努めます。

本計画の推進に当たっては、広範囲な分野にわたることから、関係各課や機関などが課題の共有と相互の連絡調整を図り、総合的に計画を推進していくとともに、市民・団体・企業などとの連携を図りながら、市民と行政が一体となった協働にも配慮しながら推進します

また、本計画を実効性のあるものとしていくために、各施策の実施状況を把握しつつ、評価、公表し、計画進行の適正管理に努めます。

施策の方向(1) 市を挙げての推進体制の充実

木更津市男女共同参画推進委員会を計画全体の推進に関する審議機関としての機能の強化に努め、庁内に設けられる木更津市男女共同参画庁内連絡会議や木更津市男女共同参画庁内研究会を通じて、全庁的な取組みを推進していきます。

また、市民と行政が一体となった協力体制が必要であるため、市民・団体・企業などとの連携を図りながら推進します。

(仮称)木更津市男女共同参画条例制定に向けて検討を進めるとともに、男女共同参画に関わる総合的相談窓口を設置します。

具体的施策 ① 計画の推進体制の充実

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
男女共同参画施策担当部署との連携	施策担当部署と連携した事業(職員研修等)を推進します。	職員課
木更津市男女共同参画推進委員会の充実	男女共同参画の促進に関し、市長の諮問に応じ、調査、審議するとともに、その実施について建議します。	企画課
	委員へ国・県・他自治体などの情報提供を行います。	企画課
木更津市男女共同参画施策庁内連絡会議の充実	各部等の庶務担当課長等で構成し、本市における男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。	企画課
	委員へ国・県・他自治体などの情報提供を行います。	企画課
市民の男女共同参画に関する意識調査の実施	市民意識調査を実施する際、男女共同参画に関する事項を盛り込みます。	企画課

具体的施策 ② 市民・団体・企業などとの連携

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
市民・団体・企業等との情報交換の充実	男女共同参画推進委員会において、市民、団体、企業(商工会議所)等の代表と情報交換を行います。	企画課

具体的施策 ③ (仮称)木更津市男女共同参画条例の検討

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
(仮称)木更津市男女共同参画条例制定に向けての検討	(仮称)木更津市男女共同参画条例制定に向けての検討をします。	企画課

具体的施策 ④ 男女共同参画に関わる総合的相談窓口の設置

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
男女共同参画に関わる総合的相談窓口の設置	男女共同参画に関わる総合的相談窓口を設置します。	企画課

施策の方向 (2) 計画進行の適正管理

本計画の実効性を確保しつつ推進していくため、進捗状況を的確に把握し、公表するなど適正管理に努めます。また、市民の視点からの評価・点検できるよう、目標の数値化(指標の設定)などの施策の評価方法について検討します。

具体的施策 ① 計画の推進状況の把握と公表

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
市民への計画の周知と意識の高揚	男女共同参画情報紙「デュエット」で計画を周知します。	企画課
	各種研修会、講習会で計画を周知します。	企画課
計画の推進について市民・団体・企業等への周知	行政資料室に配置し、閲覧できるようにします。	企画課
	ホームページに推進状況を公表します。	企画課
	男女共同参画情報紙「デュエット」に推進状況(概要)を公表します。	企画課
計画の推進状況の把握	毎年、推進状況の把握を行い、その結果を公表します。	企画課

参 考 资 料

男女共同参画関係 用語・法律 解説

男女共同参画社会 → 1ページ

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

国際婦人年 → 1ページ

1972年の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、1975年を国際婦人年とすることが決定されました。

国連婦人の十年 → 1ページ

1975年の第30回国連総会において1976年～1985年を「国連婦人の十年 - 平等・開発・平和」とすることが宣言されました。「国連婦人の十年」の中間にあたる1980年には、コペンハーゲンで「国連婦人の十年中間年世界会議」（第2回女性会議）が開かれ、「国連婦人の十年」の最終年にあたる1985年には、ナイロビで「国連婦人の十年世界会議」（第3回世界会議）が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

女子差別撤廃条約 → 2ページ

1979年12月、第34回国連総会において採択され、1981年9月に発効しました。

2009年5月現在の締約国数は186カ国。我が国は1980年7月に署名、1985年6月に批准しました。

締約国は、条約の実施状況について、条約を批准してから1年以内に第1次報告を、その後は少なくとも4年ごとに報告を提出することとなっています。

男女共同参画基本計画 → 2ページ

「男女共同参画基本計画」は、政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、現行の計画は平成22年12月17日に閣議決定されています。

また、都道府県及び市町村においても、男女共同参画社会基本法第14条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されています。

セクシュアル・ハラスメント → 16ページ

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月）では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義しています。

なお、「人事院規則10-10」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義しています。また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項に

についての指針」(平成10年労働省告示第20号)では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアル・ハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアル・ハラスメントと規定しています。

ドメスティック・バイオレンス(DV) → 16ページ

配偶者間・パートナー間の暴力のことをいい、身体的に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれます。また、近年被害が報告されている若い世代に起きている恋人間の暴力を「デートDV」といいます。

固定的な男女の役割分担(固定的性別役割分担) → 19ページ

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

積極的改善措置(ポジティブ・アクション) → 22ページ

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

能力開発(エンパワーメント) → 22ページ

(女性が)自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

家族経営協定 → 23ページ

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

認定農業者 → 25ページ

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画書を作成し、市町村から当該改善計画の認定を受けた者、及び特定農業法人で認定農業者とみなされている法人。

ワーク・ライフ・バランス → 30ページ

「仕事と生活の調和」と訳されます。仕事と家庭生活や地域活動などの「仕事以外の活動」とのバランスをとり、多様な働き方や生き方が選択できるようにすることをいい、企業にとっては、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、従業員の満足度の向上や優秀な人材の確保につながり、生産性や業績を上げる効果があるといわれています。

平成19年12月に政府、地方公共団体、経済界、労働界の合意により、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」が策定され、現在、様々な取り組みが進められています。

○ 男女共同参画社会基本法 → 1 ページ

この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

○ 労働基準法 → 25 ページ

労働基準法は、事業主（使用者）が労働者を使用する場合の最低限必要な労働条件を定め、立場が弱い労働者の保護を図ることを目的とする。

これは日本国憲法第25条第1項の生存権の理念に基づいたもので、職人の徒弟制度や丁稚奉公、強制労働、賃金の中間搾取（ピンハネ）などといった前近代的な労働体質を禁止し、公正な労働条件の確保を図ることを目的としている。

○ 男女雇用機会均等法 → 25 ページ

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）

この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。また、職場におけるセクシャル・ハラスメント防止のために雇用管理上必要な配慮を事業主に義務付けている。

○ 育児・介護休業法 → 25 ページ

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）

この法律は、育児休業及び介護休業に関する制度並びに子の看護休暇に関する制度を設けるとともに、子の養育及び家族の介護を容易にするため勤務時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めるほか、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、これらの者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的とする。

○ パートタイマー労働法 → 25 ページ

（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）

この法律は、我が国における少子高齢化の進展、就業構造の変化等の社会経済情勢の変化に伴い、短時間労働者の果たす役割の重要性が増大していることにかんがみ、短時間労働者について、その適正な労働条件の確保、雇用管理の改善、通常の労働者への転換の推進、職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図ることを通じて短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もってその福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

○ 障害者自立支援法 → 32 ページ

この法律は、障害者基本法の基本的理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

(目次)

前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 12 条)

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第 13 条—第 20 条)

第 3 章 男女共同参画会議 (第 21 条—第 28 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的

な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣

議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。
(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(後略)

附則(平成11年7月16日 法律第102号抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年 法律第88号)の施行の日から施行する。(後略)

附則(平成11年12月22日 法律第160号抄)

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。(後略)

附属機関設置条例（抄）

昭和34年9月28日
条例第28号

（目的）

第1条 この条例は、法令に特別の定めあるものを除き、市長の権限に属する事務を処理するため必要な事項を定めることを目的とする。

（附属機関の定義）

第2条 附属機関とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項の規定により設置される審査会、審議会、調査会等の機関をいう。

（設置及び組織）

第3条 本市は、別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表右欄に掲げるとおりとする。

（会長及び副会長）

第4条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長の欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長が置かれていない附属機関にあっては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

（委員の任命等）

第5条 委員は市長が任命又は委嘱する。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 附属機関の会議は必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（会議の運営等）

第7条 この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は会長が定める。

（規則への委任）

第8条 別に規則で定めるところにより、附属機関に専門委員及び部会を置くことができる。

2 各附属機関の庶務は、規則で定める機関においてこれを処理する。

（市長への委任）

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

別表（第3条）～抄

附属機関名	担任する事務	組 織	委員の構成	定 数	任 期
木更津市男女共同参画推進委員会	男女共同参画の促進に関し、市長の諮問に応じ、調査、審議するとともに、その実施について建議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 関係団体の代表 3 公 募	20人以内	2年

◆木更津市男女共同参画推進委員会委員名簿(平成22年5月1日現在)

(50音順)

氏 名	所 属 団 体 名 等	備 考
青 木 崇 宜	木更津商工会議所青年部	
青 柳 敬 子	木更津人権擁護委員協議会	
池 田 利 一	木更津市区長会連合会	副委員長
稲 三 枝子	一般公募	
磐 井 美千代	木更津市小中学校校長会	
小 野 久美子	一般公募	
鹿 嶋 恵 子	木更津市農業協同組合	
兼 近 裕 美	木更津市PTA連絡協議会	
古 賀 幸 子	母子生活支援施設施設長	
齋 藤 セツ子	千葉県看護協会	
佐 伯 康 子	学識経験者(清和大学教授)	委員長
曾 根 美代子	学識経験者(元男女共同参画計画策定委員会座長)	
富宇加 玲 子	君津地区更生保護女性会木更津支部	
鳥 飼 博	木更津市社会福祉協議会	
宮 崎 恵 子	木更津市社会教育委員会議	
宮 崎 緋紗子	木更津市民生児童委員協議会	

木更津市男女共同参画推進委員会部会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関設置条例（昭和34年木更津市条例第28号）第8条第1項の規定により、木更津市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）の部会設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 委員会に、委員のうちから委員長が指名する者をもって構成する部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

2 部会は、別表に掲げる部会とし、当該部会において担任する事務及び委員の定数は、別表に掲げるとおりとする。

3 部会に長を置き、当該部会を構成する委員の互選によってこれを定める。

4 部会の長に事故があるときは、あらかじめ部会の長が指名する委員が、その職務を代理する。

5 部会は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 部会は、必要があると認めるときは、関係者及び関係職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年1月31日から施行する。

別表（第2条第2項）

部会名	担任する事務	委員の定数
木更津市男女共同参画計画策定部会	木更津市男女共同参画計画の策定に関すること。	5人

◆ 木更津市男女共同参画計画策定部会委員名簿

職 名	氏 名	所 属 等
部会長	古 賀 幸 子	母子生活支援施設施設長
副部会長	小 野 久美子	公募
委 員	青 木 崇 宜	木更津市商工会議所青年部
〃	兼 近 裕 美	木更津市PTA連絡協議会
〃	磐 井 美千代	木更津市小中学校校長会

木更津市男女共同参画施策庁内連絡会議設置要領

(設 置)

第1条 本市における男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、木更津市男女共同参画施策庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画関連の総合的な施策の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画関連施策の連絡調整に関すること。
- (3) 男女共同参画関連施策に関する調査・研究に関すること。
- (4) その他男女共同参画に関すること。

(組 織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 会長は企画部次長の職にある者とし、副会長は互選とする。
- 3 会長は、会務を総括し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 連絡会議の会議は、必要の都度会長が招集する。

- 2 連絡会議の議事の進行は、会長が行う。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者をその会議に出席させ、意見または説明を求めることができる。

(研究会)

第5条 連絡会議には、必要に応じ、研究会を置くことができる。

- 2 研究会の委員は、市職員の中から会長が指名する。
- 3 研究会の委員長は、互選とする。
- 4 研究会は、必要な協議を終えた後、その結果を会長に報告し、解散するものとする。

(庶 務)

第6条 連絡会議の庶務は、企画部企画課において処理する。

(補 則)

第7条 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成5年5月13日から施行し、平成5年4月1日から適用する。
(木更津市婦人施策庁内連絡会議設置要綱の廃止)

- 2 木更津市婦人施策庁内連絡会議設置要綱（平成3年4月1日制定）は廃止する。
—中略—

(施行期日)

- 3 この要領は、平成6年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成7年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、平成7年7月1日から施行する。
- 6 この要領は、平成8年4月1日から施行する。
- 7 この要領は、平成9年4月1日から施行する。
- 8 この要領は、平成11年4月1日から施行する。
- 9 この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- 10 この要領は、平成13年4月1日から施行する。
- 11 この要領は、平成14年1月1日から施行する。
- 12 この要領は、平成14年7月1日から施行する。

- 13 この要領は、平成15年4月1日から施行する。
- 14 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 15 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 16 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 17 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 18 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第3条）

木更津市男女共同参画施策庁内連絡会議委員			
1	企画部 企画部次長	8	経済部 農林水産課長
2	企画部 企画課長	9	都市整備部 都市政策課長
3	総務部 総務行革課長	10	教育部 教育総務課長
4	財務部 財務課長	11	水道部 業務課長
5	市民部 市民課長	12	消防本部 消防総務課長
6	福祉部 社会福祉課長		
7	環境部 廃棄物対策課長		

木更津市男女共同参画計画(第3次)

2012年(平成24年)3月1日

発行 千葉県木更津市
企画部企画課

〒292-8501 木更津市潮見1丁目1番地
TEL 0438(23)7427